

令和 8 年 7 月 2 4 日

公 告

陸上自衛隊
東立川駐屯地業務隊長
(公 印 省 略)

東京都立川市栄町一丁目 6 番地の 1 に所在する防衛省立川宿舎の附帯施設共用棟において、地域への貢献を目的とした福祉サービスを提供するため、通所介護(デイサービス)事業所の設置及び運営に当たる事業者を下記のとおり募集するので、希望する者は、関係事項を確認・承知の上、申込みされたい。

記

1 公募概要

(1) 募集事業の種類

通所介護事業（主に地域密着型通所介護）

※ その他の指定地域密着型サービス事業、訪問介護等の指定居宅サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を併せて運営することも可能。ただし、この場合は、公募元の事前同意を必要とする。

(2) 設置期間（国有財産使用許可期間）

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間

※ 公募元及び防衛省所管国有財産部局長（北関東防衛局長）が必要と判断する場合は、令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで更新可能

(3) 設置場所

防衛省立川宿舎附帯施設共用棟の一部

ア 所在地 東京都立川市栄町 1－6－1

イ 区 分 建物、工作物

ウ 数 量 9 3 . 5 0 m²（建物）、駐車場 2 台分（工作物）

※ 現状：空室状態。厨房・浴室・車椅子用トイレ完備

(4) 設置の根拠

「国有財産法」（昭和 2 3 年法律第 7 3 号）第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可

(5) 国有財産使用料

防衛省所管国有財産部局（北関東防衛局）の算定による。

(6) 施設及び運営管理の基準

「社会福祉法」（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）、「老人福祉法」（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）、「介護保険法」（平成 9 年法律第 1 2 3 号）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号）、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号）等の関係法令に適合すること。

2 公募参加資格

本事業に応募することができる者は、法人であり、かつ、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者などの資格を有し、現に、「介護保険法」第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定され、かつ、事業運営の実績を有すること。
- (3) 同法第77条、第78条の10等に基づく指定取消処分を受けていないこと（過去5年間）。
- (4) 本事業の遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (5) 本事業の全部又は一部を第三者に譲渡することなく、本事業の社会的役割及び事業者としての使命を認識し、本事業の全てを自社の責任で適正に履行できること。
また、業務の一部を委託する場合は、事前に東立川駐屯地業務隊の許可を得ること。ただし、この場合にあっても、委託した事業内容の全てに対する責任を負わなければならない。
- (6) 法人としての財政状況、損益状況及び資金状況が良好であり、かつ、本事業の実施を保証できる能力・体制を有すること。
- (7) 国有財産使用許可書の使用許可条件を全て遵守できること。
- (8) 募集要領及び仕様書（別途配布）の記載事項を全て遵守できること。
- (9) 本事業に関する協定を締結し、その内容を全て遵守できること。
- (10) 次の「3 公募への参加を認めない者」に該当しないこと。

3 公募への参加を認めない者

- (1) 法人の役員等（法人の役員、支店・営業所の代表者及びその他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営等に協力又は関与している者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用するなどしている者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団若しくは暴力団員又は本項(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者
- (7) 「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者

- (8) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、当該措置の期間中にある者
- (9) 現に指名停止の措置を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、現に指名停止の措置を受けている者の利益を図る等の目的で防衛省と契約を締結しようとする者

なお、「資本関係又は人的関係にある」とは、次に定める基準に該当する場合をいう。

ア 資本関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する場合。ただし、(ア)については子会社（「会社法」（平成17年法律第86号）第2条第3号及び「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）第3条に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、また、(イ)については子会社の一方が、「会社更生法」（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（「会社法」第2条第4号及び「会社法施行規則」第3条に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の「会社更生法」第67条第1項又は「民事再生法」第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による契約、国有財産の使用許可受け等が、他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視され得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 公告掲示期間（募集期間）

令和8年7月24日（金）から同年8月7日（金）までの間

5 募集要領及び仕様書の配布

(1) データ配布

ア 期 間

令和8年7月24日（金）から同年8月7日（金）までの間

イ 場 所

東部方面会計隊ホームページ内「公募・企画競争情報」

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/koubo.html>

ウ 取得要領

上記場所に添付されたファイルをダウンロード

※ データ内容は、下記厚生科配布書類に同じ。

(2) 書類配布

ア 期 間

令和8年7月24日（金）から同年8月7日（金）までの間

※ 対応可能日時は、7(3)問合せ先の窓口・電話対応時間帯に同じ。

イ 場 所

陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊厚生科厚生班（1号館1階西側）

（住所）〒190-8585

東京都立川市栄町一丁目2番地の10

ウ 取得要領

請求・受領の際は、7(3)問合せ先に事前連絡すること。

※ 郵送希望の場合は、返信用のレターパック又は270円切手を貼付した封筒（角形2号）を問合せ先に送付すること。

6 公募への参加希望通知等

(1) 通知期限

令和8年8月25日（火）午後5時00分まで

(2) 通知内容

ア 事業者名、法人の種類、所在地、業種、事業内容等

イ 代表者の役職・氏名

ウ 担当者の役職・氏名・連絡先

エ 説明会参加予定者の役職・氏名・連絡先

(3) 通知要領

別紙様式「通所介護事業所公募への参加希望通知書」に必要事項を記入し、上記期限までに7(3)問合せ先にメールにより通知

(4) 公募説明会

公募参加希望事業者に対する説明会については、別途連絡する。

なお、当該説明会に参加しない事業者は、本公募への参加を認めない。

7 その他

(1) 細部は、別途配布する「募集要領」及び「仕様書」による。

(2) 駐屯地に立ち入る際は、警衛所において入門手続を行うこと。

※ 顔写真付き身分証明書を携行すること。

(3) 問合せ先

陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊厚生科厚生班（担当：永井）

（住 所）〒190-8585

東京都立川市栄町一丁目2番地の10

（電話番号）042-524-4131（代表）

【内線】373（FAX：379）

（E-mail）wlf-htatikawagsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp（厚生科 永井）

※ 窓口・電話対応時間帯

土・日・祝日を除く、平日の午前9時00分から午後1時00分までの間及び午後2時00分から午後5時00分までの間

なお、令和8年8月8日(土)から同年8月16日(日)までの間は、夏季休暇期間のため、対応いたしかねますのでご留意ください。

陸上自衛隊
東立川駐屯地業務隊厚生科長 殿

通所介護事業所公募への参加希望通知書

防衛省立川宿舎附帯施設における通所介護事業所の設置及び運営に係る公募への参加を下記のとおり希望します。

記

申 込 年 月 日		令和 年 月 日 ()		
事 業 者 名				
法 人 の 種 類				
事業所の所在地		〒 電話番号		
業 種				
事業内容・種別				
代表者役職・氏名		役職	フリガナ 氏 名	
担 当 者	役 職 ・ 氏 名	役職	フリガナ 氏 名	
	電話・FAX 番号			
	メールアドレス			
説明会参加予定者		役 職	フリガナ 氏 名	連 絡 先
		役 職	フリガナ 氏 名	連 絡 先

- ※ 説明会の細部実施要領については、別途連絡します。
- ※ 提供された個人情報については、本公募に係る業務にのみ用い、他の用途には使用せず、東立川駐屯地業務隊厚生科が管理します。